

議案第74号

新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年11月30日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第8号）

の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	375,000円
2	424,000円
3	477,000円
4	543,000円
5	620,000円
6	724,000円
7	848,000円

第8条第2項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の

165」を「100分の150」に改める。

第2条 新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

特定任期付職員について、人事院勧告に伴う国の一般職の特定任期付職員に係る給与改定に準じて給料等の改定を行うため、本案を提出する。